

「ながのボランティア・市民活動支援 ネットワーク」会則

(名称) 第1条 この会は、「ながのボランティア・市民活動支援ネットワーク」という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を（長野市ボランティアセンター）内に置く。

(目的)

第3条 この会は、ボランティア・市民活動を進める非営利団体（以下NPOという）にさまざまな経営資源を提供してその基盤を強化すること及びその活動を促進するための事業を通して行政・企業・NPOのネットワークを促進することで、市民による新しいまちづくり活動による豊かで安心した地域社会をつくり出すことを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボランティア・市民活動への経営資源の提供事業
- (2) ボランティア・市民活動への支援ファンドによる活動支援事業
- (3) 行政・企業・NPOのネットワークづくり事業
- (4) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員
この会の目的に賛同して入会した個人及び団体であり、総会において各1個の表決権を有する。また、この会の役員に選任される資格を有する。
- (2) 賛助会員
この会の趣旨に賛同し支援する個人及び団体とする。
- (3) ファンド会員
支援ファンドへの資金提供をする個人及び団体とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により申込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(抛出品の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の抛出品は、返還しない。

(役員)

第11条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 8名以上
 - (4) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を副会長兼務の代表理事とし、1名を専務理事とする。

(役員を選任)

第12条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選任する。

(役員の職務)

第13条 会長は、この会を代表する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

- 3 代表理事は、理事会を代表し、所務を総理する。
- 4 専務理事は、代表理事を補佐し、常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、所務を分掌する。
- 6 監事は、この会の会計及び業務執行状況を監査する。また、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第15条 総会は正会員をもって構成し、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 会則の変更に関する事項
- (5) 理事会が総会に諮ることを適当と決定した事項

(総会の開催)

第16条 総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第6項の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状による出席及び表決権の行使は、出席した正会員に委任した場合に限り有効とする。
- 3 総会の議長は、会長が出席した正会員の中から指名する。
- 4 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長はこれを否決する。

(理事会)

第18条 理事会は、理事をもって構成し、次の事項を執行する。

- (1) 事業計画及び収支予算の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状による出席及び表決権の行使は、出席した理事に委任した場合に限り有効とする。
 - 3 理事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した理事がこれにあたる。
 - 4 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長はこれを否決する。

(運営経費)

第19条 この会の運営は、会費、助成金、寄付金等をもってこれにあてる。

(事業年度)

第20条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 この会則は、この会の成立の日(平成15年8月27日)から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員任期は、第9条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

会 費

会 員 種 別		年 会 費	
正 会 員	個人	1口	5,000円
	団体	1口	10,000円
賛 助 会 員	個人	1口	2,000円
	団体	1口	5,000円
フ ァ ン ド 会 員	個人	特に定めない	
	団体	特に定めない	